

答 申 第 3 2 号
(諮 問 第 3 0 号)

平成 2 7 年 6 月 2 9 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 安 富 潔

平成 2 6 年 8 月 6 日付け鎌観第 1 1 0 7 号で諮問のあった下記の事
案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書不存在決定処分に対する異議申立てについて

1 審査会の結論

平成26年6月26日付けで異議申立人が行政文書公開請求した「H23年1月14日（金）に行われた着地型観光事業における『鎌倉市ふるさと雇用再生事業ミーティング』に関するすべての書類」について、実施機関鎌倉市長が平成26年7月7日付けで行った行政文書不存在決定処分を取り消し、別表に掲げる文書を公開すべきである。

2 異議申立ての主張の要旨

(1) 本件異議申立ての経緯

本件異議申立ては、次のような経緯で行われた。

ア 行政文書公開請求書の提出

異議申立人は、平成26年6月26日付けで鎌倉市情報公開条例（平成13年9月28日条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市長（以下「実施機関」という。）に対し、「H23年1月14日（金）に行われた着地型観光事業における『鎌倉市ふるさと雇用再生事業ミーティング』に関するすべての書類」について行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 本件処分について

実施機関は、本件請求に対し、平成26年7月7日付け鎌倉市指令観第27号で行政文書不存在決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

ウ 異議申立書の提出等

異議申立人は、本件処分に対し、平成26年7月23日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、異議申立てを行った。

(2) 異議申立ての趣旨

異議申立てに係る処分を取り消すとの決定を求める。

(3) 異議申立ての理由要旨

異議申立人から平成26年10月21日付けで提出された意見書及び平成27年5月1日実施の口頭意見陳述における主張を総合すると、異議申立ての理由は、次のとおりである。

平成23年1月14日（金）に行われた着地型観光における議

事打ち合わせは、調査項目の内容確認等、また、平成23年度の予定を含んだ内容であり、最も重要なものである。担当をはじめ、事業関係者が参加し、長時間にわたり打ち合わせが行われている。

よって、この打ち合わせは重大なものであるから、録音が必要であり、議事録が必要である。現実には、平成23年1月14日(金)に行われた打ち合わせの資料は存在している。

また、同種の打ち合わせは議事録が存在するが、本件は何を基準として、事業者との打ち合わせが軽易と判断したのか説明を求める。

3 実施機関の行政文書不存在決定理由説明要旨

平成26年8月19日付けで提出された行政文書不存在決定理由説明書及び平成27年5月1日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書不存在決定処分とした根拠は、次のとおりである。

平成23年1月14日に行われた「鎌倉市ふるさと雇用再生事業ミーティング」は、本市担当者と受託事業者との打ち合わせである。

本件請求対象文書については、組織共用のキャビネットを探索し、保存文書台帳も確認したが存在しなかった。次に、前任担当者に聞き取りを行ったところ、作成及び取得したという明確な記憶はないとのことであった。また、前任担当課長にも課長手持ち資料に本件請求対象文書が存在するかについて聞き取りを行ったが、本件請求対象文書は存在しないとのことであった。

以上の探索により、当該打ち合わせは口頭で行われており、本市は打ち合わせ用の資料を作成しておらず、また、受託事業者からも取得はしていない。打ち合わせの議事録にしても、担当者間の軽易な内容であったため、鎌倉市行政文書管理規則第3条ただし書きに該当し、作成していない。

よって、本件請求対象文書は、作成及び取得しておらず物理的に不存在であることから、行政文書不存在決定通知内容に誤りはなく、適正なものであると考える。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人及び実施機関から各々の意見を聴取した

結果、次のように判断した。

(1) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、平成23年1月14日に行われた着地型観光事業における「鎌倉市ふるさと雇用再生事業ミーティング」に関するすべての書類である。

実施機関は、本件請求対象文書を作成及び取得しておらず、物理的に存在しないと主張している。

(2) 行政文書の存否について

ア 実施機関は、当審査会の行政文書不存決定理由説明聴取に対し、前任担当課長に聞き取りを行ったところ、手持ち資料に本件請求対象文書は存在しないことを口頭で確認したが、手持ち資料の中身までは確認していないと陳述した。

イ 当審査会は実施機関の上記陳述を受け、条例第21条第4項に規定する調査権限に基づき、平成27年5月19日に実地調査を行った。

その結果、鎌倉市ふるさと雇用再生事業ミーティングの議事録又はそれに類する文書の存在は確認できなかった。

しかし、前任担当課長の手持ち資料から別表に掲げる文書が存在した。

ウ 実施機関は、別表に掲げる文書は、担当課長席の引出しの中にあり、前任担当課長の手持ち資料と主張している。しかし、担当課長席の引出しにあったという事実からすると、前任担当課長から後任担当課長に引き継がれていると考えるのが合理的であり、組織共用性のある文書であるといえる。

よって、当審査会としては、別表に掲げる文書は本件請求対象文書に該当する行政文書であると判断する。

エ したがって、実施機関は本件処分を取り消し、別表に掲げる文書を公開すべきである。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別表)

文 書 名
平成 2 2 年度観光資源創出及び商品開発等事業委託

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日	内 容
2 6 / 6 / 2 6	行政文書公開請求書が提出される
7 / 7	行政文書不存在決定通知書送付
7 / 2 3	異議申立書が提出される (担当課：観光商工課)
8 / 6	審査会に対し諮問
8 / 8	実施機関に対し、行政文書不存在決定理由説明書の提出要請
8 / 1 9	行政文書不存在決定理由説明書を受理
8 / 2 1	異議申立人に対し、行政文書不存在決定理由説明書の写しを送付及び意見書の提出要請
1 0 / 2 1	異議申立人から意見書を受理
1 0 / 2 3	実施機関に意見書(写)送付
2 7 / 5 / 1	第64回審査会で審議 (異議申立人からの口頭による意見陳述) (実施機関からの口頭による決定理由説明)
5 / 1 9	実地調査
5 / 2 9	第65回審査会で審議
6 / 2 9	第66回審査会で審議
6 / 2 9	答申